厚木市告示第390号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、厚木市都市インフラ整備部道路総務課において令和８年10月21日から同年11月５日まで一般の縦覧に供する。

令和８年10月21日

厚木市長　山　口　貴　裕

整理番号、路線名及び種類	供用開始の区間	供用開始年月日
Ｅ－４９３ 松枝二丁目２号線 一般市道	松枝二丁目31番22地先から 松枝二丁目31番16地先まで	令和８年10月21日
Ｉ－８０９ 宮の里一丁目２号線 一般市道	宮の里一丁目1243番228地先から 宮の里一丁目1243番233地先まで	令和８年10月21日
Ｆ－９４１ 船子宮ノ里１３号線 一般市道	船子字宮之里1520番１地先から 船子字宮之里1520番９地先まで	令和８年10月21日